

【目次に掲載する件名】

投資法人が発行を予定する短期投資法人債が企業内容等の開示に関する内閣府令第一条第十三号の二に規定する指定格付機関から取得する必要のある格付を指定する件

○金融庁告示第三十九号

投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）第百九十二条第二項第一号の規定に基づき、投資法人が発行を予定する短期投資法人債が企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関から取得する必要がある格付を次のように指定し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月三十一日

金融庁長官 三國谷勝範

- 一 指定格付機関 株式会社格付投資情報センター
格 付 a-1+, a-1, a-2
- 二 指定格付機関 株式会社日本格付研究所
格 付 J-1+, J-1, J-2
- 三 指定格付機関 ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
格 付 P-1, P-2

四 指定格付機関 スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス

格 付 A-1+, A-1, A-2

五 指定格付機関 フィッチレーティングスリミテッド

格 付 F1+, F1, F2